令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る

業務委託に関する募集要項

１　委託業務名

令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務

２　業務内容

「令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務要求仕様書」（以下「要求仕様書」という。）による。

３　履行期間

委託契約締結の日から令和７年３月３１日まで

４　予定価格

２，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

５　参加資格要件

「令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務」の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

⑴　応募日において本市の競争入札有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有する者であること。

⑵　公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

⑷　過去５年以内（令和元年度以降）に地球温暖化対策推進に関するセミナー等運営業務を行った実績（国、地方公共団体、民間企業問わず）があること。

６　提案書の提出

受託希望者は以下の期限までに様式「令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務受託提案書」（以下「受託提案書」という。）を提出すること。

1. 受託提案書の内容

受託希望者は、別に定める要求仕様書に基づき、次に掲げる事項を記載した受託提案書を提出する。

ア　受託希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）

見積書（業務及び消費税額等を記載した内訳書を含む）も併せて提出すること。

イ　本提案に関する連絡先

ウ　業務実施計画

(ｱ)　業務実施者数及び業務実施体制

(ｲ)　業務実施に関する提案事項

エ　業務実績

(ｱ)　地球温暖化対策推進に関するセミナー等運営業務の実績

過去５年以内（令和元年度以降）に行った地球温暖化対策推進に関するセミナー等運営業務の実績（国、地方公共団体、民間企業問わず）を記載する。

(ｲ)　地球温暖化対策推進に関する講習業務の実績

過去５年以内（令和元年度以降）に行った地球温暖化対策推進に関する講習※業務の実績（国、地方公共団体、民間企業問わず）を記載する。

※ただし、現地訪問型の講習業務に限る。

オ　ＳＤＧｓに資する取組に関する資料

ＳＤＧｓに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し。

カ　本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地

キ　参加資格を証明する書類 （本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類を提出すること。

・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明）　　　 ※１

・ 印鑑証明書 　　　　　　　　　　　　　※１

・ 納税証明書（国税等） 　　　　　　　　※１

・ 納税証明書（京都市税） 　　　　　　　※１　※２

・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※２　※３

・ 誓約書 　　　　　　　　　　　　　　　※４

※１　申請日前３箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※２　納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

※３　京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※４　京都市情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

⑵　提出部数

各４部。ただし、見積書（業務の内訳及び消費税額等を記載した内訳書を含む。）及び参加資格を証明する書類 （本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ）は１部提出

⑶　募集期間

令和６年４月１日（月）から４月１５日（月）午後５時３０分まで（必着）

⑷　提出・問合せ先

〒６０４－８５７１

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市環境政策局地球温暖化対策室　（担当　高橋、藤本）

ＴＥＬ：０７５－２２２－４５５５、ＦＡＸ：０７５－２１１－９２８６

Ｅ―Ｍａｉｌ：[ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)

⑸　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。）

７　質問

1. 受付期間

令和６年４月１日（月）から４月８日（月）午後５時３０分まで（必着）

⑵　質問先

６⑷と同様

⑶　質問方法

質問（様式問わず）は、電子メールによる送信とし、必ず着信確認を行うこと。

なお、回答先担当者の部署、氏名、電話番号を明記すること。

⑷　質問及びそれに対する回答は、質問者に回答するとともに、質問者を特定できる情報を開示せず、その内容のみを令和６年４月１０日（水）までにホームページで公開する。

８　ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、「６　提案書の提出」に定める受託提案書等の提出後、受託希望者に対して提案内容に関する確認及び補足説明を受けることを主な目的とし、本市が指定する日時においてヒアリングを実施する。

９　選定

1. 選定方法

当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に当たっては、令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、提案書及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を、各選定委員が評価基準に基づき採点した総合計点が、本市が設定した最低基準（満点の６割）を上回った者のうち、最大となる者を受託候補者として選定する。ただし、受託希望者が１者の場合にあっては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断し、受託候補者を選定する。

また、評価点の総合計が最大となる者が２者以上となった場合においては、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

1. 評価項目

ア　業務実施計画【５０点】

(ｱ)　業務実施者数及び業務実施体制（２０点）

(ｲ)　業務実施に関する提案事項（３０点）

イ　業務実績【２０点】

ウ　ＳＤＧｓに資する取組【５点】

エ　市内貢献（本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地）【１０点】

オ　受託希望金額【１０点】

1. 選定結果通知

受託候補者に選定された１者の受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を選定された日から５営業日以内に文書により通知する。

また、受託希望者のうち、受託候補者に選定されなかった者に対して選定されなかった理由を付して、受託候補者が選定された日から５営業日以内に文書により通知する。

1. 選定結果の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

１０　委託契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、「委託契約書」により委託契約を締結する。委託契約の業務内容は要求仕様書の内容に基づき、受託候補者より提出された受託提案書の内容を加味して作成する委託仕様書により決定する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、受託候補者の選定に係る審査における評価順に受託希望者と契約に関する協議を行い、受託候補者を再選定する。

１１　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始 | 令和６年４月１日 |
| 本件に対する質問期限 | 令和６年４月８日（公募開始から１週間後） |
| 提案書類の提出期限 | 令和６年４月１５日（公募開始から２週間後） |
| ヒアリング及び審査 | 令和６年４月１６日から１９日までのいずれか |
| 受託候補者の決定 | ヒアリング及び審査後、５営業日以内 |
| 選定結果の通知 | 受託候補者の決定後、５営業日以内 |
| 契約締結 | ４月下旬 |

１２　その他

⑴　受託提案書に記載された内容は、委託仕様書を構成するものとする。

⑵　受託提案書について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とする。

⑶　受託提案書に記載された担当予定者は、その変更に合理的な理由があり、かつ同等の業務実施が行えることを条件に本市が承諾する場合を除き、変更することはできない。

⑷　受託提案書作成に要する費用は受託希望者の負担とする。

⑸　提出された書類は、原則として返却しない。返却を希望する場合は、提出時にその旨を申し出ること。

⑹　提出された書類は、受託候補者の選定作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。

⑺　提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

⑻　受託提案書の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。

⑼　受託提案書作成のため、本市が提供した資料は、本市の承諾なく公表及び使用することを認めない。

様式

令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業

に係る業務受託提案書

　　　年　　月　　日

（あて先）京都市長

（提案者）

会社名

所在地

代表者役職及び氏名

標記の業務について本要項及び業務内容を十分に理解したうえで受託を希望しますので、下記のとおり提案します。

記

１　受託希望金額

金　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　受託業務内容

令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務要求仕様書のとおり。

３　本提案に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者役職及び氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

注　以下の内容について記載欄等が不足する場合は、記載欄の拡張、様式のコピー等をして受託提案書を作成すること。ただし、受託提案書全体のページ数の上限を２０ページ（登録証等（写し）は含まず、両面の場合はＡ４サイズ１０枚相当）とする。

４　提案内容

⑴　業務実施計画

ア　業務実施者数及び業務実施体制

本業務は、次の体制で実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務責任者名 |  |
| 業務実施者名  （　　　　）人 |  |
|  |
|  |
|  |
| 実施体制 |  |

注　実施体制の欄では、当該業務に係る人員、作業フロー等を分かりやすく説明すること。

イ　業務実施に関する提案事項

本業務の実施について、以下のとおり提案します。

|  |
| --- |
| 提案事項 |
|  |

注　提案事項では、令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務要求仕様書に記載の「３　業務内容」に基づき、次の２項目について、それぞれ項目立てて提案すること。

(ｱ) マンション管理者向けのセミナー及びマッチング会の開催における運営体制や動画等を発信する方法等の具体的な内容について

(ｲ) マンション管理者向けのアドバイザー派遣業務における運営体制や講習内容等の具体的な内容について

⑵　業務実績

ア　地球温暖化対策推進に関するセミナー等運営の実績

　過去５年以内（令和元年度以降）の地球温暖化対策推進に関するセミナー運営業務の実績（国、地方公共団体、民間企業は問わず）は、次のとおりです。

セミナー等の実績数（　　　　　）件

過去５年以内（令和元年度以降）の実績内容等は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績年度 |  |
| 業務名称 |  |
| 発注元 |  |
| 業務内容 |  |

注　契約等（写し）を別途添付すること。

イ　地球温暖化対策推進に関する講習業務の実績

　過去５年以内（令和元年度以降）の地球温暖化対策推進に関する講習業務※の実績（国、地方公共団体、民間企業は問わず）は、次のとおりです。

　　※ ただし、現地訪問型の講習業務に限る。

講習業務の実績数（　　　　　）件

過去５年以内（令和元年度以降）の実績内容等は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績年度 |  |
| 業務名称 |  |
| 発注元 |  |
| 業務内容 |  |

注　契約等（写し）を別途添付すること。

⑶　ＳＤＧｓに資する取組（これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES 等）の認証等）の導入実績

ア　規格又は名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　導入年月日（　　　　年　　月　　日）

注　登録証等（写し）を別途添付すること。

⑷　市内貢献（本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地）

ア　事務所の所在地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

注　本市の区域内に事務所を有しない場合は「なし」と記載すること

イ　中小企業基本法第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業

（　　　　　　　　　　　　　　　　）

注　「該当する」又は「該当しない」と記載すること